

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

沼津市長 頼重 秀一

市町村名 (市町村コード)	沼津市 (222038)
地域名 (地域内農業集落名)	戸田地域【井田】 (井田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月13日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手がいない(後継者不足、高齢化)
- ・農業収入が少なく、農業だけでは生活できない(宿泊業との兼業)
- ・鳥獣被害がひどい
- ・景観は良いが、交通の便が悪い(販路、輸送が大変)
- ・若手が就農すれば採算がとれる可能性は秘めている

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現状は保全に努め、Uターン(定年退職者など)時にすぐに農業再開できるような体制を整備しておく
- ・農業移住者をあっせんする(行政に借り手を探してもらいたい)
- ・山間部の条件が悪い農地は自然に帰す、やりやすい農地は残し、ほかは緑化する
- ・大手の観光業者と農業と宿泊業のコラボレーションをはかる(体験農業など)
- ・観光(景観や自然環境)に力を入れる
- ・使われていない農業機械をリースする
- ・別産業とのタイアップ(テレビ番組など)
- ・ブランド作物をつくる(米、レモン)
- ・共同経営体をつくり、農地の共同利用をしていく
- ・農業と他業種を合わせて経営していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積(地域全体)	8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
新規就農者確保に向けた取り組みを推進しながら、可能な範囲で農地集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点では予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。